

公の施設の指定管理者の指定の件（夜間急病センター）

平成28年（2016年）2月17日提出

札幌市長 秋元克広

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、
公の施設の指定管理者を下記のとおり指定する。

記

- 1 公の施設の名称
札幌市夜間急病センター
- 2 公の施設の位置
札幌市中央区大通西19丁目
- 3 指定管理者
札幌市中央区大通西19丁目1番地の1
一般社団法人札幌市医師会
会長 松家 治道
- 4 指定期間
平成28年4月1日から平成32年3月31日まで

(理由)

地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、夜間急病センターの指定
管理者を指定するため、本案を提出する。